

# 組 合 報

協同組合アキュムレーション 広報委員会 2021年11月 VOL. 64

<http://accumulation.or.jp>



## 組合員の皆様

季節の変わり目は天候不順により体調不良になりやすいですので、十分な休養・睡眠、栄養の摂取に努める様をお願いします。又、コロナウイルス感染者数は減少しつつありますが、収束は依然として不透明な状況ですので、継続して感染症対策を徹底願います。

## 令和3年度の地域別最低賃金改定

先月の組合報でもお知らせしておりますが、2021年10月1日以降最低賃金が改定されておりますので、ご確認いただき実習生への賃金支払にご留意ください。

### **【重要】外国人技能実習機構による実地検査について**

機構から実習実施者の企業に対し、実地検査についての協力依頼がされています。

新しい技能実習法に基づき、機構は実習実施者の企業に対し、**3年1回実地検査を行うこととなり**、その際、認定計画に従って技能実習を行っていない時、技能実習法違反、出入国・労働関係法令違反を行った時（違反が疑われる時を含む）改善命令或は最悪の場合、認定の取り消しの行政処分が科せられます。

認定を取り消された場合には、新たな技能実習は5年間出来なくなります。

機構の実地検査は原則として事前予告なく行われますので、法令を守ることは当然として、技能実習法及び労働関連法令で定められた帳簿書類については、**常日頃より継続的に作成、備え付けをお願いします。**

**※添付、「実施検査等から見る留意点」にてご確認・ご対応願います。**

### **技能実習生に対する新型コロナワクチン接種の支援について**

技能実習生に対する新型コロナワクチン接種に向けて、引き続きコロナワクチン接種の周知について丁寧な説明と支援をお願いします。

### **新型コロナウイルス感染症対策**

- ・9/28に政府は緊急事態宣言(19都道府県)・まん延防止等重点措置(8県)を9月30日迄とし、10月1日から全面解除すると発表しました。
- ・新型コロナ感染症の状況(10月25日現在)  
新型コロナ感染者数は1,717,469人、死者数は18,219人となっています。
- ・日本国内のコロナワクチン接種人数の全人口に占める割合(10月24日現在)  
1回目:96,914,751人 76.1% 2回目:88,164,264人 69.3%

## 外国人雇用におけるルールの適正化

外国人が在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮しながら、適正に就労出来るよう、事業主は外国人を雇用するにあたっては守らなければならないルールに配慮願います。

### ●雇入れ・離職時の届出

外国人の雇入れ及び離職の際には、その氏名、在留資格などをハローワークに届け出る必要があります。ハローワークでは届出に基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主に助言や指導、離職した外国人の再就職支援を行います。

※届出後、速やかに組合に「届出日」を報告願います。

### ●適切な雇用管理

事業主が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだ「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」が労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律に基づき定められています。この指針に沿って職場環境の改善や再就職の支援に取り組む必要があります。

## 優良な実習実施者の基準変更

優良な実習実施者の基準については、令和2年11月から令和3年10月までの間は旧配点又は新配点のいずれかを選択することが可能となっておりますが、令和3年11月以降に受理される申請については新配点のみが採用されることとなりますので、外国人技能実習機構に技能実習計画認定の際には十分に注意していただきますようお願いいたします。

※詳細は添付資料参照願います。

＜旧配点＞ 介護職種以外の職種は120点満点で72点以上、介護職種は125点満点で75点以上

＜新配点＞ 介護職種以外の職種は150点満点で90点以上、介護職種は155点満点で93点以上

### (変更点)

①直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習を行う機会を与えるために当該技能実習生の受入れを行ったこと。

＜旧配点：有5点＞ → ＜新配点：基本人数枠以上の受入れ 25点＞

②技能実習の継続が困難となった技能実習生（他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。）に引き続き技能実習を行う機会を与えるため、実習先変更支援サイトに監理団体を通じて受入れ可能人数の登録を行っていること。

＜新配点：有10点 新配点のみに設けられた加点項目＞

### 緊急連絡先（24時間）

【事務局】	TEL : 048-755-9591	FAX : 048-755-9827
【組合職員携帯】	070-3667-8667（杉戸）	080-4477-6005（廣畑）
	090-9540-4849（高橋 文徳）	070-6520-6943（バァン）

# 実施検査等から見る留意点について

## 実習実施者に対する実地検査

### (ア)常勤の役職員の数受入人数枠に関わる

### (イ)技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員

- ・ 常勤であること。常勤性を示す書類を確認(出勤簿、スケジュール帳等)
- ・ 技能実習責任者は責任者講習を受けること

(経過措置 2020年3月31日で終了、4月以降は受講証のコピーをつける)

- ・ 技能実習を行わせる場所毎(実習先毎)技能実習指導員最低1名は配置必要 (特に建設業)

### (ウ)帳簿

#### ①実習生の管理簿

記載事項

- |                      |                      |            |       |         |
|----------------------|----------------------|------------|-------|---------|
| 1. 氏名                | 2. 国籍(国又は地域)         | 3. 生年月日    | 4. 性別 | 5. 在留資格 |
| 6. 在留期間              | 7. 在留期間の満了日          | 8. 在留カード番号 |       |         |
| 9. 外国人雇用状況届出の届出日     | 10. 技能実習計画の認定番号      |            |       |         |
| 11. 技能実習認定計画の認定年月日   | 12. 技能実習の区分          |            |       |         |
| 13. 技能実習の開始日         | 14. 技能実習認定計画の終了日     |            |       |         |
| 15. 技能実習計画の変更認定に係る事項 | 16. 技能実習計画の変更届出に係る事項 |            |       |         |

※既に修了した実習計画に関する情報も入れる

#### ② 技能実習日誌

指導内容が漏れていることがあるので注意

#### ③ 認定計画の履行状況に関する管理簿

#### ④ 賃金台帳 (給与明細で代用はダメ)

#### ⑤ 勤務時間管理簿

始業と終業の時間を必ず記載

#### ⑥ 賃金控除協定書

家賃、光熱費、通信費(インターネット等を徴収している場合)

#### ⑦ 36協定

長時間残業がないか

- ⑧ 変形労働時間 協定書（採用している場合）カレンダー通り休みを取っているか
- ⑨ 就業規則（給与規定含む）
- ⑩ 厚生年金、健康保険、雇用保険の実習生の加入が分かる資格取得の番号が分かるもの
- ⑪ 労災・雇用保険加入の番号が分かる物
- ⑫ 健康診断（雇い入れ時、定期健診）  
診断結果の保管。精密検査必要な場合は受けさせること。  
深夜労働 6 カ月に 1 回特殊な健診必要
- ⑬ 年次有給休暇管理簿  
1 年あたり 5 日間の有給休暇の取得、企業に義務付け
- ⑭ 宿舍の購入費用の金額が確認できる物(借上物件であれば賃貸借契約書)
- ⑮ 私有物収納設備の取扱いについて

「適切な宿泊施設」の要件として、「個人別の私有物収納設備」を設ける措置を講じていることとされています。この収納設備（ロッカー、金庫など）について、プライバシーの確保や盗難防止の観点から、身の回り品を収納できる一定の容量がありかつ施錠可能・持出不能なもの(個人別に施錠可能な部屋である場合を除く)であることが必要。

## (エ)労働関連法令について

- ① 残業時間の上限規制  
技能実習制度の適正な運用及び過重労働による健康障害防止等の観点から、実習生の時間外労働・休日労働は最低限に留めることとし、削減に努めてください。  
時間外労働（法定休日労働は含まず）の上限は、原則として月 45 時間・年 360 時間となり、臨時的な特別の事情が無ければ、これを超えることは出来ません。
- ② 農業に労働基準法の労働時間規制は適用除外だが、実習生の場合は労働基準法に準拠。
- ③ パスポート、在留カードの保管実習生の申し出があってもダメ
- ④ 賃金の確認  
賃金台帳により確認。時間数が正しいか。必ず勤務時間管理簿を見て確認する。
- ⑤ 割増賃金算定基礎額  
基本給 能力給、役職給、皆勤手当など  
除外可能な手当  
家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、

# 優良な実習実施者の要件（詳細）

	項目	配点
①技能等の修得等に係る実績	【最大70点】	
	I 過去3技能実習事業年度の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率(旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。)	・95%以上:20点 ・80%以上95%未満:10点 ・75%以上80%未満:0点 ・75%未満:-20点
	II 過去3技能実習事業年度の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率 <計算方法> 分母:新技能実習生の2号・3号修了者数 一うちやむを得ない不受検者数 +旧技能実習生の受検者数 分子:(3級合格者数+2級合格者数×1.5)×1.2 * 旧制度の技能実習生の受検実績について、施行日以後の受検実績は必ず算入。施行日前については、施行前の基準日以前の受検実績は算入しないこととする可。 * 上記の計算式の分母の算入対象となる技能実習生がない場合は、過去3技能実習事業年度には2号未修了であった者の申請日時点の3級程度の技能検定等の合格実績に応じて、右欄のとおり加点する。	・80%以上:40点 ・70%以上80%未満:30点 ・60%以上70%未満:20点 ・50%以上60%未満:0点 ・50%未満:-40点  * 左欄に該当する場合 ・合格者3人以上:20点 ・合格者2人:10点 ・合格者1人:5点 ・合格者0人:0点
	III 直近過去3年間の2・3級程度の技能検定等の学科試験の合格実績 * 2級、3級で分けず、合格人数の合計で評価	・合格者2人以上:5点 ・合格者1人:3点
IV 技能検定等の実施への協力 * 技能検定委員(技能検定における学科試験及び実技試験の問題の作成、採点、実施要領の作成や検定試験会場での指導監督などを職務として行う者)又は技能実習評価試験において技能検定委員に相当する者を社員等の中から輩出している場合や、実技試験の実施に必要なとされる機材・設備等の貸与等を行っている場合を想定	・有:5点	
②技能実習を行わせる体制	【最大10点】	
	I 直近過去3年以内の技能実習指導員の講習受講歴	・全員有:5点
	II 直近過去3年以内の生活指導員の講習受講歴	・全員有:5点

得点が満点(旧配点:120点、新配点:150点)の6割以上となる実習実施者は、優良な実習実施者の基準に適合することとなる。

③技能実習生の待遇	【最大10点】(※)	
	I 第1号技能実習生の賃金(基本給)のうち最低のものとの最低賃金の比較	・115%以上:5点 ・105%以上115%未満:3点
	II 技能実習生の賃金に係る技能実習の各段階ごとの昇給率	・5%以上:5点 ・3%以上5%未満:3点
④法令違反・問題の発生状況	【最大5点】	
	I 直近過去3年以内に改善命令を受けたことがあること(旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。)	・改善未実施:-50点 ・改善実施:-30点
	II 直近過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと(旧制度を含む。)	・ゼロ:5点 ・10%未満又は1人以下:0点 ・20%未満又は2人以下:-5点 ・20%以上又は3人以上:-10点
III 直近過去3年以内に責めによるべき失踪があること(旧制度を含む。)	・該当:-50点	
⑤相談・支援体制	【最大45点(新配点)】又は【最大15点(旧配点)】	
	I 母国語相談・支援の実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること	・有:5点
	II 受け入れた技能実習生について、全ての母国語で相談できる相談員を確保していること(旧制度を含む。)	・有:5点
	III 直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習を行う機会を与えるために当該技能実習生の受入れを行ったこと	(旧配点) ・有:5点 (新配点) ・基本人数枠以上の受入れ:25点 ※基本人数枠未満の受入れ:15点
IV 技能実習の継続が困難となった技能実習生(他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。)に引き続き技能実習を行う機会を与えるため、実習先変更支援サイトに監理団体を通じて受入れ可能人数の登録を行っていること	(新配点) ・有:10点 ※新配点のみに設けられた加点項目	
⑥地域社会との共生	【最大10点】	
	I 受け入れた技能実習生に対し、日本語の学習の支援を行っていること	・有:4点
	II 地域社会との交流を行う機会をアレンジしていること	・有:3点
III 日本の文化を学ぶ機会をアレンジしていること	・有:3点	

(※) I から III までの各欄の合計が10点を超える場合であっても、10点として計上される。